

日本組織適合性学会 連携団体 承認基準

一般社団法人日本組織適合性学会

一般社団法人日本組織適合性学会（当法人）との連携団体としての承認を希望する団体は、以下の基準を満たすことを示す書類を添えて理事長に申請を行い、「日本組織適合性学会連携団体および地方会に関する内規」に基づいた手続きによる承認を受けなければならない。

1. 運営体制が規約等に明文化されていること。
2. 当法人の理事または評議員（5名以上が望ましい）が直接運営に関わっていること。
3. 利益相反管理の取り扱い方針が適切かつ明確である（利益相反についての管理状況が確認できる書類が存在する）こと。
4. 運営主体が営利企業でない（もしくは営利企業と密接に関連しない）こと。
5. 運営に関する会計の透明化が担保されていること。
6. 希望者が誰でも参加できる（クローズでない）学術集会であること。
7. 学術集会の抄録集が発行されていること。
8. 組織適合性に関する講演が行われること（講演は複数であることが望ましい）。
9. 組織適合性に関する一般演題が公募され、複数題が発表されること（5題以上が望ましい）。
10. 複数の機関から一般演題の発表があること。
11. 講演および一般演題を合わせた発表時間（質疑応答を含む）が概ね3時間以上であること。
12. その他、当法人が適切であると認定する運営が継続実施（3年以上）されていること。
13. 連携団体で、地方会学会として当法人名称の使用を希望する場合には、任意団体(法人格を持たない)であること。

2020年12月28日制定

上記の承認基準は 「日本組織適合性学会 連携団体および地方会に関する内規(2020年12月28日制定)」の施行日より適用される。